

# 5月29日(日)は一斉清掃の実施日です

一斉清掃は、町内会・自治会連合会などのご協力により、皆さんの共有財産である道路、公園や河川などの清掃をする活動です。この活動を通じて、都市環境の保全や地域の方々の交流も深めることができます。子どもから大人まで多くの方の参加をお願いします。

▽日時 5月29日(日) 午前8時～正午(小雨実施。雨天の場合6月5日(日))

※午前7時に防災行政無線でお知らせします。

▽集合場所 各町内会・自治会ごとに、決められた場所に集合してください。

▽清掃場所・方法

●町内会長・自治会長の指示に従ってください。各種ボランティア団体は、それぞれの町内会・自治会などの役員の指示に従ってください。

●ごみ袋は、ボランティア袋を使用してください。

●各家庭のごみや粗大ごみなどは、絶対に持ち込まないでください。

●個人で所有している土地は、個人の責任で清掃していただきますようお願いいたします。

▽その他 秋季一斉清掃は、11月27日(日)に実施する予定です。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

## 手当や医療費助成の手続きはお済みですか

市内在住の方で、乳幼児、児童、ひとり親、障がい児などの各要件に当てはまる方は、申請することで、手当や医療費の助成が受けられます(所得制限など有)。

※現在受給している方は、市から送付する現況届(年度更新手続き)を提出してください。

### 医療費助成制度・児童手当

#### ▽乳幼児医療費助成制度

●対象：就学前の乳幼児を養育し、各種健康保険に加入している方

●内容：医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成

▽義務教育就学児医療費助成制度

●対象：小学校1年生から中学校3年生までの児童を養育

●町内会長・自治会長の指示に従ってください。各種ボランティア団体は、それぞれの町内会・自治会などの役員の指示に従ってください。

●ごみ袋は、ボランティア袋を使用してください。

●各家庭のごみや粗大ごみなどは、絶対に持ち込まないでください。

●個人で所有している土地は、個人の責任で清掃していただきますようお願いいたします。

▽その他 秋季一斉清掃は、11月27日(日)に実施する予定です。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

●各種健康保険に加入している方(所得制限有)

●内容：入院、調剤、訪問看護の保険診療に係る医療費自己負担分はありません。

\*通院(柔道整復などの施術を含む)に係る医療費(通院1回当たり)の自己負担分は、200円が上限

▽児童手当

●対象：中学校3年生修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方

●手当額(月額)

\*0歳～3歳未満(一律)：1万5千円

\*3歳～小学校修了前(第1子・第2子)：1万円

\*3歳～小学校修了前(第3子以降)：1万5千円

\*中学生(一律)：1万円

\*所得制限を超える場合(一律)：5千円

※養育する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日ま

## 5月1日から「のキッズ予防接種情報提供サービス」がスタート



のキッズ予防接種情報提供サービスは、お子さんに合わせた予防接種スケジュールの自動作成や子育てにかかせない情報を携帯電話、スマートフォン、パソコンでご利用いただけます。サービスの利用には登録が必要で、お子さんの生年月日、ニックネームが必要です。個人情報(実名など)は必要ありません。登録料・利用料は無料です。ぜひご利用ください。

※通話料、パケット代は利用者負担となります。

▽登録方法 右の電子申請コードを読み取るかホームページ(<http://akirunocity-h.jp/>)からアクセスしてください。

▽問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)



電子申請コード

### ひとり親関係手当・助成制度

▽児童扶養手当

●対象：平成10年4月2日以降の生まれ(平成28年度の場

合)か障がいのある20歳未満の方で、次の状態にある児童(児童福祉施設に入所している方を除く)を扶養している父、母または養育者

\*父母が離婚した児童

\*父か母が死亡した児童

\*父か母に重度の障がいのある児童

\*父か母が生死不明の児童

\*父か母に1年以上遺棄されている児童

\*父か母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

\*父か母が法令で1年以上拘禁されている児童

\*婚姻によらないで生まれた児童

●手当額(月額)：4月分から改定されました。

\*全部支給：4万2330円

\*一部支給：4万2320円

\*2人目：月額5千円加算

\*3人目以降：月額3千円加算

※所得などで支給停止になるこ

### 障がい児関係手当制度

#### ▽児童育成手当(障害手当)

●対象：20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している方を除く)

\*「愛の手帳」1～3程度程度の児童

\*「身体障害者手帳」1・2級程度の児童

\*脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童など

●手当額(月額)：児童1人に

とがあります

●支給月：4月、8月、12月(前月分までをまとめて支給)

▽児童育成手当(育成手当)

●対象：平成10年4月2日以降の生まれ(平成28年度の場合)で、児童扶養手当の対象である児童を扶養している方

●手当額(月額)：児童1人につき1万3500円

●支給月：6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)

▽ひとり親家庭等医療費助成制度

●対象：児童扶養手当の対象者と同じ

●内容：医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費(保険診療自己負担分)を助成(所得によって一部負担金有)。

\*「身体障害者手帳」1～3級程度の児童と同程度の児童

●手当額(月額)：4月分から改定されました。

\*手当等級1級：5万1500円

\*手当等級2級：3万4300円

●支給月：4月、8月、11月(前月分までをまとめて支給)

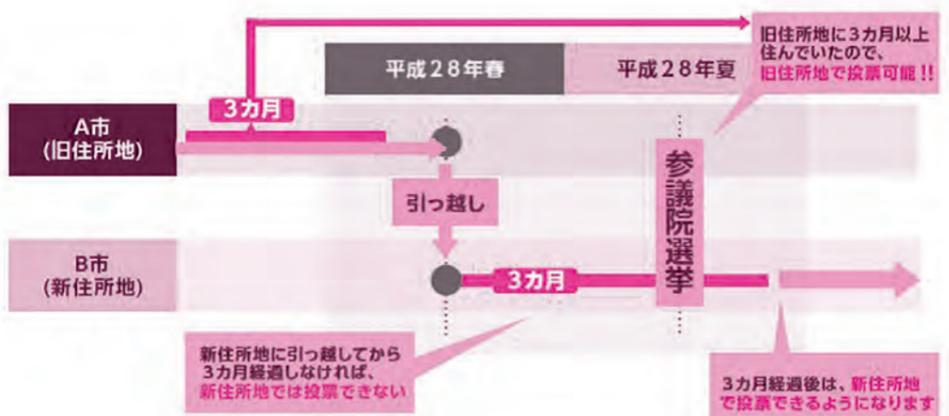
▽その他 障がいのある方の手当はこのほかに、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者(児)福祉手当、心身障害者(児)交通費等助成金がありますので、障がい者支援課にお問い合わせください。

## 今年の夏に行われる参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられます

選挙で投票する場所、原則として住民票のある市区町村です。ただし、今年の春に引越した18歳、19歳の方は、引越した時期で投票場所が変わります。

▽旧住所地で投票 新住所地に転入届を出した日から参議院選挙の公示日前日までに3か月未満の方は、旧住所地で投票します。

▽新住所地で投票 新住所地に転入届を出した日から参議院選挙の公示日前日までに3か月以上住んでいる方は、新住所地で投票します。



※投票日当日、投票所へ行けない方は期日前投票が利用できます。また、選挙期間中に旧住所に行けない方や出張等で市外に滞在している方など

は、最寄りの選挙管理委員会に不在者投票することができません。

▽問合せ 選挙管理委員会事務局

## 「西多摩薬剤師会」および「医薬品卸売業者」と災害時応援協定を締結しました

市では、災害発生時における対応力の強化を図るため、各種団体、民間業者などの応援協定の締結に取り組んでいます。このたび、(一社)西多摩薬剤師会と「災害時の医療救護活動に関する協定」を医薬品卸売業

者(アルフレッサ(株)青梅支店、酒井薬品(株)福生営業所、(株)ズケン福生支店、東邦薬品(株)羽村営業所、(株)メデイセオ)と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」をそれぞれ締結しました。この協定により、災害時に医療救護所などで行う医療救護活動で、薬剤師による適切な調剤や服薬指導、医薬品などの円滑な調達について協力を得られることになりました。

▽問合せ 地域防災課防災安全係